

原子力委員会見直しのための有識者会議 第2回議事録

内閣官房国家戦略室

第2回 原子力委員会見直しのための有識者会議 議事次第

日 時：平成24年11月6日（火）14:00～16:00

場 所：合同庁舎4号館6階 643会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）原子力委員会見直しの進め方と目指すべき成果について（前回指摘事項）
- （2）原子力委員会のこれまでの機能について（前回指摘事項）
- （3）原子力委員会・近藤委員長よりヒアリング
- （4）原子力規制庁よりヒアリング

3 閉 会

○大西座長 それでは、本日は御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから「第2回原子力委員会見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

本日は、原子力委員会の近藤委員長にお越しいただいております。ありがとうございます。また、前回同様、関係省庁の方々にはオブザーバーとして御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に事務局から配付資料の確認をお願いします。

○国家戦略室 それでは、配付資料の確認を行わせていただきます。

座席表と議事次第、資料1、2、3、4、5というものが今日の議題に関する資料でございます。

資料6として、吉岡委員のほうから意見メモというものをお出しいただいております。中身につきましてはここにも書かれていますとおり、前回の前原大臣のコメントについての、どちらかというと原子力政策の中身についてのコメントということで、議題にしてほしいということではないということなのですが、意見メモとしてお出しいただきましたので配付させていただきます。

そのほか、前回お話のあった、吉岡委員の著書を皆さんにお配りさせていただいております。委員等の方々には本そのものがあると思いますので、御査収いただければと思います。

また、机の上にファイルが置いてありますが、これは前回の資料で、今後ここにどんどん追加していく形で、もし途中で前回の資料等を御参照されたい場合はお使いいただければと思います。

特に資料等で不足等がなければ、続けさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いします。

○大西座長 吉岡先生、これは頂戴してよろしいんですか。どうもありがとうございます。

それでは、最初に前原大臣より一言御挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

○前原大臣 皆さんこんにちは。御多用のところ、先週に引き続きましてお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

先週いただきました御質問等につきましては、現段階でまとめられることについて事務局でまとめましたので、後で報告をさせていただきたいと思っております。

今日は原子力委員会の近藤委員長にお忙しい中、お越しをいただきましてありがとうございます。もう立派な文書もつくっていただいておりますので、これからヒアリングをさせていただき、今まで中心的にやってきていただいた近藤委員長の御意見も踏まえながら皆さんに御議論いただければと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大西座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。最初の議題は、まず「原子力委員会見直しの進め方と目指すべき成果について」ということで、前回の会議ではこの委員会の検討の射程はどこで、どのようなアウトプットを目指すのかを明らかにすべきという御指摘もありました。そこで、その辺りについて事務局が少し整理をしてくれていますので、まずその内容について説明してもらいます。

それでは、お願いします。資料1です。

○国家戦略室 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

前回、御指摘をいただいて、この委員会で今後の検討の進め方及び最後の目指すべきイメージということで事務局のほうで整理させていただいたものでございます。御意見をいただければと思います。

まず、前回から引き続きですが、第2回及び第3回、今日は原子力委員会の近藤委員長からのお話、あるいは規制庁からのお話、そして次回が外務省さん、経済産業省さん、文部科学省さんからそれぞれお話をいただきながら、現在原子力委員会が有している機能というものを整理した上で、革新的・エネルギー環境戦略を踏まえた原子力行政の遂行という観点、あるいは我が国の特有の事情といった観点から、それぞれの機能の必要性というものを御議論いただく。

そのときに、ここに書いておりますが、「現在、原子力委員会が有している機能」の右側に「委員会の機能を支える枠組み」とございますが、こういう機能を行うに当たって現在原子力委員会では審議会組織をとられている。有識者による合議制である。国会同意人事がある。総理への勧告権がある等々の枠組みがあるわけですが、こういうものも踏まえつつ、現在の機能を整理していただく。

それで、見直す点の論点として、論点1と書いていますが、「革新的・エネルギー環境戦略」の中では以下のような規定がございますので、こういうものの実現に向けて必要とされる機能は何かという点が御議論いただく一つの視点ではないかと考えております。

また、論点2としては我が国の特有の事情ということで、よく指摘がある、我が国が再処理を専ら商業利用のために国内に保有する唯一の国であるという点をどう取り扱うかという点も、この機能を検討する上では一つの論点だろうと考えております。

これらの事情を踏まえつつ、必要な機能というものを整理していただいた上で、回数は目安になりますが、第4回で、ではその機能を遂行するに当たって望ましい行政組織のあり方というものを、例えば行政からの独立性の程度、あるいは構成員の属性、国会の関与、先生から御指摘があった例えば国際的基準との適合性、あるいは決定の重み、位置づけ、政策の継続性、整合性、事務局の体制等の要素を踏まえて、ではどういう行政組織がその機能を行うのがふさわしいかという御議論をいただく。

そういう検討結果を踏まえつつ、では既存の組織に移管するという対応がいいのか。あるいは、新しい組織で対応すべき機能なのかという点を整理し、一つの考え方としては幾つかの選択肢という形で整理する方法があるかと思っておりますが、それを議論していただ

くというのが第5回のイメージです。

ここまでがこの有識者会議としてお願いしたい点で、この先、その結果を政府に御報告いただき、エネルギー環境会議で見直し案というものを決定し、法律改正なり体制整備に必要な措置を行う。こちらのほうは、政府側の役割というふうに事務局の方で整理させていただきました。

以上でございます。

○大西座長 前回の議論を踏まえて、進め方と目指すべき成果ということで資料1の今、説明があったものを整理していただいています、これについてまず御意見を伺いたいと思います。前回の議論の延長ということになります。

では、どうぞ。

○吉岡委員 ちょっと抽象的な話になるような気もするんですけども、現在まで原子力委員会が果たしてきた機能をどう整理するかということは重要なことでありますが、従来果たしてこなかった機能のうち、重要だから新たに取り上げなければいけないというものもゼロベースとは言いませんけれども、ある程度こういうものがなかったではないかというような発掘も行って、必要があれば追加をしていくということが必要だ、適切だと思っております。

その場合に、革新的・エネルギー環境戦略というのはその一つの重要な手がかりというか、依拠すべきものであって、そこでは2030年代までに原子力に依存しない社会を実現するということだと、それをいかにやっていくのか。あるいは、それによって生ずる負の側面というか、副作用をどのように抑えていくのかとか、そういうことの検討などが恐らく入ってくると思うのです。

だから、私も講演等の場で原子力委員会を変えさせて脱原子力委員会にしろとか言っているわけですけども、それだけやればいいというのではないんですが、その機能も持たせる。例えばそういうことで、これから果たすべき新たな機能というようなことについてもここで議論する。あるいは、国民の意見を聞くとか、そういうことが適切ではないかと思います。以上です。

○大西座長 吉岡委員の御指摘のところは、例えば再生可能エネルギーをこれから増やしていくということも革新的・エネルギー環境戦略では重要だと思うんですが、そういう議論を含むという御指摘ですか。

○吉岡委員 再生可能エネルギーについてはいろいろな立場がありまして、私の場合は2030年までの自然減だけで脱原子力を2回くらい賄えるというような見方をとっていますので、再生可能エネルギーの普及のいかににかかわらず、脱原子力というのはそんなに難しいことではないというふうに、私の個人的な意見ですけども、思っているわけです。

だから、再生可能エネルギーについて正面から取り組む必要はないのではないかと思います。

○大西座長 個人的御意見とおっしゃったところは別にして、要するにエネルギー問題の

全体像の中で今まで原子力委員会が果たしてこなかった役割というのはたくさんあるかと思うんです。それで、あくまでも原子力ということを中心にこれまで果たしてこなかった役割というものを考えていくのか。もっとその外側という御意見かと思ったのですが、そうではないということでしょうか。

○吉岡委員　できる範囲でということです。

○大西座長　どうぞ。

○中西委員　細かな点かもしれないんですが、この会合、あるいは国家戦略室の権限なり位置づけというものがあるかもしれないんですけども、資料1の最後のところで、この委員会での結論をエネルギー環境会議に報告をして見直し案を決定した後、法改正、体制整備などを行うと書いてありますが、これがストレートにいくものなのかどうか。エネルギー環境会議での決定は、改めて閣議決定にかからないといけないわけですね。

その段取りが9月の先ほどの御言及の革新的・エネルギー環境戦略というものと、それから今後のエネルギー環境政策についての間に差がつけられているわけですが、その位置づけというのはどういうふうになると理解しておいたらいいか、ちょっと御説明をいただけますでしょうか。

○大西座長　これは、まず事務局から。

○国家戦略室　まず、エネ環戦略の中でこういうものをしっかりと検討せよというふうに私どもが受けておりますので、まずエネ環会議に対してしっかりと検討した結果を御報告しなければならないというのは、これは最低限、我々が今、負っている責務ですので、それはまずしっかり果たしましょうというのが大前提になります。

その上で、もちろん法律改正等をする場合には、当然のことながら閣議で決定をしないと法改正自身はできておりません。その途中のプロセスの中でどのような政府全体の意思決定が必要なのかということにつきましては、これまた別途、その中身その他に応じまして検討して、適切な対応をしていくということになるかと思います。

○大西座長　まず、エネ環会議に対して諮問ですか。答申ということになるんですか。そういう形式をとっているわけではない。報告書を提出するということですか。

○国家戦略室　形式的なことを申し上げますと、前原大臣から諮問を受けておりますので、エネ環会議の議長である前原大臣に対してレポートバックをして、そして議長である前原大臣がエネ環会議にその結論をお出しして、皆さんで合意ができるかどうかということのお諮りをするというプロセスになっております。

○大西座長　いかがでしょうか。ほかに御質問はございますか。

では、和気委員どうぞ。

○和気委員　これから具体的な議論になると思いますが、原子力科学技術には非エネルギー分野における科学的貢献もあるわけで、それも踏まえた形で、原子力委員会の見直しや廃止などの議論をするのかどうかについて考えておかなければならないと思います。たとえば、エネルギー以外の放射線利用などの科学技術分野に関する審議において原子力委員

会が司令塔としてやるべきことがあるのではないかと。もちろん後の議論になるかと思いますが、ひとつ考えていかなければならないと思います。

それからもう一つは、基本的に今の時点でこういう議論をすることが、結果として国民の原子力行政に対する信頼回復にどんな形でつながるかという観点です。どんなにいい政策を立案しようと、法制化しようと、国民の信頼に結びつかない原子力行政は結局破綻すると危惧いたします。福島原発事故の清浄化プロセスがこれから数十年続くわけで、この厳しい現実と、原子力委員会が新たに改組されるとして、その新しい原子力委員会がどんなふうにこのプロセスとともに歩むのかというイメージを、皆で共有していかないといけないと思います。言うまでもないことですが、敢えて申し上げたいと思います。

○大西座長 ほかに御意見がありましたら、どうぞ。

では、伴委員どうぞ。

○伴委員 機能を果たしてこなかったということにつながるかもしれないし、そうではなくちゃんとやっていた部分があるかとも思うんですけども、原子力政策についていうと国民的合意がないと言われ続けて久しいわけですね。

原子力委員会は以前、下の部会でそれなりに対話というのをやってきました。吉岡委員もその委員をされていましたが、それをやっても残念ながら合意形成が大きく進展していくということにはならなかったわけです。また、それぞれの省庁はそれぞれのやり方をしているけれども、上から下へというような感じで終わっていて、なかなか機能していない。

その部分は、つけ加えるべき機能もしくは果たしてこなかった部分というふうに私は考えるんですけども、国民的合意について議論の中に加えていただければと思います。

○大西座長 では、浅田委員どうぞ。

○浅田委員 私のほうからは、内容というよりも少し手順といいますか、特に第4回のところを見ますとかなり重要なテーマが列举されていまして、それぞれ一つについて1回ずつ会議を開いても議論がまとまるかどうか分からないというようなものが7つも並んでおりまして、これでどういうふうな形で議論するのか、いかにして結論が導けるのか、かなり疑問があるんです。

その疑問というのは、この第4回のみならず本会議全体についてもないわけではありません。このような重要な課題について果たしてこの年末までに結論を出すことができるのか、事務局のほうではこの点についてどのように考えておられるのか、ということにやや当初から疑問がありまして、その辺りは率直な疑問としてもっておりまして、特に第4回を取り上げた場合にこれだけのテーマを1回で果たして何がまとまるのかというような気がしていますので、その点についてお考えをお示しいただければと思います。

○大西座長 一応これをつくったのは事務局なので、事務局からまず考えをお聞きします。

○国家戦略室 御指摘はごもっとものとおりでと思います。そういうこともありまして、

第5回以降のところにつきましては選択肢という形で検討して見直し案を提起ということで、この年末までの間に成案が一つの形で提示できるかどうかということにつきましては、やや私どもとしては謙虚な姿勢で今、臨んでいるということでございますけれども、他方でやはり幾つかの政策につきましては、例えばグリーン政策大綱でありますとか、そういうものは年末に一定の成案を得るべく進めています。

そして、いろいろな意味でエネ環戦略が実際に前に進んでいるという姿を、先ほど国民的合意というお話もございましたけれども、そこまでの最大限の努力につきましては一定の形で整理をして、そしてお示しをするという作業を積み重ねることが非常に大事なことではないのだろうかということだと思います。

幾つかの論点は、確かに一つ一つ詰めていくと大変に重たいイシューであるということはその通りかとは思いますが、そのそれぞれのイシューにつきましても論点の考え方、あるいはその論点の中の比重の置き方として、こういうところについては特により強く思いを想起すべきなんだというような議論につきましては、ある程度の議論の意見集約というのはできるのではないかと考えておりますので、できる限りにおいてそういう意見集約を年末にかけて最大限努力をするということに、まずは今、傾注をしていきたい。

また、これはそのとき直ちに決まるものではないと思います。リボルビングも必要でしょうし、その後のフォローアップも必要だろうと思いますけれども、それは第5回までの幅寄せの程度等に応じて、再度御相談をしながらこれを前に進めていくというようなやり方を今、考えております。

○大西座長 ほかに委員の方からまだ御発言がありましたら、資料1に関連していかがですか。よろしいですか。

資料1の関係については、幾つか御意見をいただきました。その中で、例えば原子力の非電力利用、エネルギー利用、これも一つの分野だ。それから、原発事故によってこうした議論が起こっているわけですから、これからの原発事故からの復興過程で原子力行政に対する国民の信頼というものを得ていくために新しい組織というのはそこにどうかかわっていくかということも必要だ。これは復興庁があったり、放射能対策にも環境省等が取り組んでいるということもあるし、さらに規制委員会、規制庁も事故の原因究明を引き継ぐというようなことなので、それぞれここにかかわってやと思うのですが、新組織というのはどういうふうなそこにかかわるのかということも重要だ。

それから、国民との対話というのも後で近藤委員長から御紹介があると思いますけれども、これまで原子力委員会がやってこられた活動の一つでありますので、そういう成果というものをどう継承していくのか。いろいろあります。

ただ、恐らく一番大きいのは、根本になるこの新しい委員会というものも原子力委員会を見直して廃止するのか、新しい格好にするのかという問題提起なので、廃止ということになるとそこからさらに分かれて特に委員会をつくって継承していく役割というのはないという結論と結びつくのか、そうでないとすると、その新しい旗といいますか、主要な機能

というのは何かというのを特定して後継組織を作っていくということになると思います。そうした議論に応じて、さっき御質問のあった4回目で議論しようとしている構成とか、国会のかかわりとかということは、おのずから主要な点は見えてくるのかなと思います。

だから、その点を見つけていくことが重要なのかと思います。恐らく一番上で書いてある平和的利用の担保とか、あるいは長期計画とか、対外説明、技術的評価と、あとは点々になっていますけれども、この辺りのことがほかでは満たされないというような議論をここで整理ができれば、主要な機能ということになっていくのではないかと。

そういうことで、今日皆さんから頂戴した議論はその辺の一番上の見出しに書いてあることと絡めてノートをして、恐らく2回、3回の中で現状についてのそれぞれの紹介をしていただきますので、その中でもう一回皆さんから出てくるとはと思いますが、4回目以降、新しい見直しの方向について議論していくときに、もう一度その辺を整理して、具体的な新しい制度を構築していく際の議論の出発点にしていきたいと思っています。そういうような整理でよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。次に、2番目の議題であります。2番目の議題は、「原子力委員会のこれまでの機能について」であります。前回の会議では、原子力委員会の機能の変遷の整理が必要、具体的には「平和利用」や「技術的評価」という側面に着眼すべきという御指摘をいただきました。本件については、現在原子力委員会の事務局を担当しておられる内閣府の原子力政策担当室から説明してもらうことにします。どうぞよろしくをお願いします。

○内閣府 内閣府原子力政策担当室でございます。

平和利用の担保についてと、技術的な評価に関しての変遷について宿題になっておりましたので、資料にまとめております。資料2と資料3でございます。参考資料もたくさんございますけれども、メインの資料は資料2、資料3と書いてあるものでございますので、この2つで御説明をしたいと思います。

まず、資料2でございます。「原子力委員会の「原子力平和利用の担保」に関するこれまでの取組」というものでございます。

これまでの取り組みとして、主に5点を挙げてございます。

1つ目が、「原子炉等規制法にかかる行政処分への意見」でございます。

2つ目が、「IAEAの包括的保障措置協定における保障措置活動の確認」でございます。

3つ目が、「国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組」でございます。

4つ目が、「プルトニウム利用に関する透明性の確保」でございます。

5つ目が、「国際社会への発信及び国内関係者間の意識共有」でございます。

まず1番目でございますけれども、歴史的な変遷も含めて御説明をさせていただきたいと思います。参考1にございますように、1957年の原子炉等規制法の制定当時の文章から引用したものでございますけれども、原子炉を設置しようとするものは内閣総理大臣の許可を受けなければならないとあります。その次のページでございます。内閣総理大臣は申

請があった場合には次の各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないとありまして、その許可に適合しているかどうかの確認をする要件として4つございすけれども、その1番目にあるものが「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」でございます。

その最後の行にございますように、内閣総理大臣はその許可をする場合において「あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重しなければならない」ということになっております。

この法律の改変の変遷については、次の表に書いてございます。ポイントとなるものだけ挙げてございますけれども、1957年当時には原子炉の設置・変更の許可において内閣総理大臣が平和利用について判断をするわけですが、その際、原子力委員会に対して下の4項目、平和利用、計画的遂行、技術的能力・経理的基礎、災害防止というものについて意見を聞くという構造になっておりました。

これが、1978年に原子力安全委員会が発足をいたしましたので、原子力委員会に対して実用発電炉については通商産業大臣が許可に当たって平和利用、計画的遂行、経理的基礎の3項目について意見を聞くというような法律に変更になってございます。

それが、本年の原子力規制委員会発足に当たりましては、原子炉の設置・変更許可等幾つかの事業がございすけれども、こういうものの許認可をするに当たって原子力規制委員会が原子力委員会に対して意見を聞くということになってございまして、その内容については平和利用のみに変更になってございます。

ここで1点だけ、脱線になりますけれども、計画的遂行というものがなくなりました。ここについては、そもそも許可の基準から計画的遂行がなくなったので、原子力委員会に意見を聞くことがなくなったということでございまして、その点は経理的基礎等とはちょっと違う意味合いを持ってございます。

それから、次のページでございす。「IAEA包括的保障措置協定における保障措置活動の確認」でございす。核不拡散条約、NPT条約と呼んでおりますけれども、これに基づきまして1977年に締結された日本とIAEAの間の保障措置協定というものがございす。さらに、この協定を引用した形で二国間原子力協定ができてございまして、国際約束になってございす。

これを果たすために、文部科学省は保障措置を実施してございす。具体的な体制につきましては下のほうに参考5と書いてございすけれども、文部科学省が中心となって計量管理ですとか活動状況の報告等を原子力施設個々について行うというもので、国内体制としての保障措置と、それからIAEAが直接やってきて保障措置活動を行うという国際査察と両方を持った形で我が国の保障措置体制ができてございす。

原子力委員会では、毎年文部科学省よりヒアリングを実施しまして、この保障措置活動の実施状況の確認をしているという状況でございす。

それから、次のページに「国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組」を書いてござ

います。原子力委員会は、関係省庁と連携の上で核不拡散・核軍縮の維持・強化のために国際の場におきまして我が国の基本姿勢を積極的に発言し、国際的な共通認識の醸成に取り組んできてございます。

特に1977年に行われました「国際核燃料サイクル評価」、INFCEと呼んでございますけれども、これにおきましてはINFCE対策協議会というものを設置いたしまして、我が国としての対処方針を議論し、決定するということがございました。

INFCEというのはどんなものかというのは下に書いてございますけれども、次のページの上に書いてございますものを読ませていただきたいと思います。国際的な枠組みで、核燃料サイクルのさまざまな側面について議論したものでございますけれども、最終的に「主要な成果として、保障措置が核不拡散と原子力の平和利用の両立のための手段として最も有効であり、この保障措置をさらに効果的なものとするため、保障措置技術の改良を進めるとともに、国際制度の整備や核不拡散に有効な技術的代替手段の確立を図ることによって核不拡散と原子力の平和利用は両立しうる」という結論が国際的に得られたものでございます。

原子力委員会は、この国際的な議論に対して貢献をするという観点から、INFCE対策協議会、それからその下部組織、部会をつくりまして対応していったものでございます。

それから、4.では「プルトニウム利用に関する透明性の確保」について御説明をしております。1990年代の初頭から国内外でプルトニウム利用に対する懸念や関心が高まってございました。これに対応する形で、我が国独自の取り組みとしてプルトニウムの平和利用について一層の透明性向上を図るんだという目的で、原子力委員会は1991年に余剰プルトニウムを持たないという原則を示してございます。

1994年からは、文部省から報告を受けまして、プルトニウム管理状況というものを公表してございます。

1997年からは、民生プルトニウムの管理指針である「国際プルトニウム指針」というものがIAEAでできまして、これを受ける形で我が国のプルトニウム保有量を取りまとめまして、外務省を通じてIAEAに報告をしているというものがございます。

さらに、六ヶ所村で再処理工場が稼働をすることが近づいてまいりましたので、2003年には電気事業者に対しまして毎年度プルトニウム利用計画の公表をするようにというふうに促しまして、原子力委員会がその利用目的の妥当性を確認するという考え方を示してございます。

この考え方にに基づきまして2006年以降、電気事業者によりましてプルトニウム利用計画の公表、それに対する原子力委員会の確認作業が進められてございます。

最後のところでございますように、原子力委員会は国内外の情勢の変化を踏まえまして国際的な取り組み以上の平和利用の担保及び透明性確保のための取り組みを行い、活動の幅を広げてきているという状況でございます。

それから、5.でございます。「国際社会への発信及び国内関係者間の意識共有」でござ

います。

1 つは、原子力委員会は、平和利用目的に限って我が国は原子力利用を進めているという現状の説明を国際会議の場で行う、あるいはホームページ等を通じて情報発信をしています。

それ以外の例としまして、「また」から書いてございますけれども、海外での核実験、核開発にかかわる動向について適宜、原子力委員会としての声明を発表し、国際社会に原子力の平和利用を訴えるということをしてきてございます。

「例えば」から3つほど例を挙げてございますけれども、インド及びパキスタンによる原子爆弾実験の際のメッセージ、あるいは北朝鮮の核開発及び2度の核実験に対するメッセージなどは参考資料として後ろにつけてございます。

さらに、最近の例になってまいりますけれども、2007年の米国とインドの間の原子力協定の妥結、それから2008年にNSGと書いてございますけれども、原子力のサプライヤーグループというグループがございまして、原子力資機材等を供給できる能力のあるグループ等の集まりをNSGと呼んでいるんですけれども、ここにおいてインドの取り扱いについて議論がありまして、我が国も含めましてコンセンサスでインド例外化決定というものがありました。このようなNPT未加入国であるインドを取り巻く国際状況の変化の中で、我が国が日インド原子力協力協定交渉に臨む姿勢について見解を示すというようなことをしているところでございます。

別添からは、今御説明した資料の中で適宜御参考いただける資料をつけているところでございます。適宜御参考にいただければと思いますけれども、別添1だけちょっと御説明をいたします。

別添1の3枚目から、経済産業省からの諮問がございます。これは、原子炉等規制法に基づく原子炉の設置において原子力委員会に意見を聞くというときの資料でございすけれども、この例は東通原子力発電所の原子炉の設置について、経済産業大臣から諮問があった時のものでございます。最後のところにありますように、「貴委員会の意見を求める」という形でございす。

1 ページめくっていただきますと、その経産大臣の判断が書かれてございます。そのうちの最初のところに平和利用がございまして、「本件申請については」と書かれて3項目ございまして、このようなことから「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる」という、まず行政庁の判断が書かれてございます。このような判断について、その妥当性について原子力委員会に諮問がなされるというのが構図でございす。

前にちょっと戻っていただきまして、こういうようなものに対して原子力委員会が経済産業大臣にお答えているのが資料でございす。一言でいいますと、経済産業大臣の判断は妥当であるというようなお返しをしているところでございす。

これも蛇足の部分に入りますけれども、計画的遂行というものもこの当時はございまして、原子力政策大綱の方針に沿ったものであること等々の判断があつて、計画的遂行に適合し

ているという判断が経済産業大臣からなされ、それを踏まえて原子力委員会では適合について判断は妥当であるという回答をしているところでございます。

続きまして、資料3の御説明に移りたいと思います。

○大西座長 少しスピードアップをお願いします。

○内閣府 わかりました。

評価のほうについての変遷ということでございます。メインの資料は、2つでございます。3ページ目と4ページ目でございます。核燃料サイクルの検討・評価の流れと、それから高速増殖炉開発の流れを例示として挙げてございます。

ご覧いただきますと、色は2つに分かれてございます。鮮やかな青と、それからちょっと暗い感じの青に分かれてございますけれども、暗い青のほうは評価・方針関係でございます。評価といいましても、現在プロジェクトがどのような状況で進んでいるのかという評価をしまして、それを受けさらにこうあるべきという方針をパッケージで示すというような内容の原子力委員会による政策の検討・評価がこの暗い青でございます。

それから、鮮やかな青のほうは、例えば下のほうにいきますと技術的な信頼性を評価するというもの、コストの数字を出すというもの、オプションを示すというもの、あるいは最後に政策評価部会と書いてございますけれども、近年は政策評価というものをそれ単体としての評価として行っております。

ここでお示しておりますのは、評価というものの流れと御説明しましたけれども、時代、時代におきましてプロジェクトの進捗がございますので、それについて評価をし、それに合わせた方針を示しているということでございまして、評価の方法論などには大きな変更はないということでございます。

それから、図の一番左の下に書いてございますけれども、ここに書いてあるのが専門部会を経過して行っている評価でございますが、これ以外に、長期計画の策定の際には長期計画策定会議のもとに分科会を設置しまして評価をしてございます。長期計画というものが大体5年に1回行われておりますので、そのたびごとにプロジェクトの評価を包括的に行っているという状況でございました。

同様のものが、次のページにあります高速増殖炉についても言えるということでございます。節目、節目で評価をしておりますけれども、部会において有識者の意見を聞いた上でプロジェクトについて評価をし、あるときには方針を示すということをしてきたというものでございます。

以上でございます。

○大西座長 どうもありがとうございました。主として事実関係にもとづいて、これまでの平和利用、技術評価について説明していただきました。

今日は、メインの議題として先ほど御案内しましたように、原子力委員会の近藤委員長からのヒアリング、それから原子力規制長からもヒアリングをするということで、大体それに1時間15分ぐらいを見込んでいます。ちょうどそういう時刻になって、2～3分だけ

余裕があるということです。どうしても今の御説明に対して御質問があったら、事実関係ですから、また後で伺うこともできると思いますので、ありましたら御発言いただきたいと思います。

○吉岡委員 細かいことは次回の意見メモに譲りたいと思うんですけども、計画的遂行というのが除外された、外されたと書いてありますが、そこに至る理由としてなぜ外したのかというのがあまりはっきりしなかったもので、将来的にも原子力をやめていく計画があるとすれば、その遂行にとってそういう機能を果たすかどうかは必要だという気はするんですけども、計画的遂行が外された理由はどのようなものでしょうか。

○大西座長 これについてお願いします。

○内閣府 法律をつくったのは私どもの部門ではないので、正確なところはちょっとわかりませんが、政府案をつくった段階で既にこの文章はなくなっていました。

ここについて、私どもの部屋から法律をつくった部署に聞いたことがございます。そのときの先方の回答を御紹介させていただきたいと思います。

原子炉設置の規制に当たりまして、目的及び許可等の基準に計画的な利用が含まれると、計画的な利用の観点からの判断、特に原子力の利用を推進しようとする政策判断が原子力の安全の確保の観点からの判断に影響を与えるという疑義が生じ、安全と利用の分離という観点から望ましくないということで、この規制委員会の設置に当たっては、その判断に当たって計画的な利用というものを判断から除外をするんだという判断でこの部分を削ったというふうに聞いてございます。

○吉岡委員 わかりました。

○大西座長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

では、どうぞ。

○浅田委員 資料2-1ページ目なんですけれども、1～5まで整理されておりますが、それぞれ他の関係省庁との関係についてよくわからないところがあります。

例えば、3の「国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組」というところとの関係ですが、米印の原子力協力関係の進展に伴って、インドとの関係をどのようにするかということについての話し合いが原子力委員会でも行われて、国際問題懇談会というところだったと思うんですけども、そこでかなり突っ込んだ話がなされたんですが、このような言い方で申し訳ないんですけども、途中からやや腰砕けのような形になったと思います。

やはり外交政策の中心は外務省ということで、その辺りが関係したのかなというふうな印象を受けたんですけども、全体として、原子力委員会と他の関係省庁との関係というのはどのように整理されているかがよくわからないんです。その辺りを御説明いただければと思います。

○大西座長 今の点はいかがでしょう。

○内閣府 原子力委員会は基本的な政策について議論をして、それを関係省庁にお示しをするということを基本的な役割としてございます。

今の外交関係にかかわるものについても、原子力委員会は、自分たちの見識をまとめてそれを各省庁にお示しをするということであろうかと思いますが、各省庁がそれを多くの場合、尊重してきていただいていたというのが大きな枠組みだと思います。

ただ、実際、個々の案件におきましては、原子力委員会の検討の中において原子力の側面だけを議論していたり、あるいは原子力の側面だけではなくて国際社会全体の動きの中での役割をどうするかという御議論もありまして、いろいろな御議論の中で集約をしていたんだらうと思います。

その過程では、有識者の意見だけではなくて各省庁の意見も適宜、反映されて意見が最終的にまとまっていったと理解してございます。

○浅田委員 そうすると、諮問的な機能ということになるんですか。

○内閣府 諮問答申ということが法律上決まっているのは、先ほど御説明いたしました炉規法と、あとは幾つかあるだけでございます。今の国際的なものについては、諮問答申というよりは、原子力委員会の発議として必要なものについて意見を述べるということをしておりました。

○大西座長 原子力委員会の活動については、これから近藤委員長にお話をいただいて委員長としてのお考えを述べていただきます。そこでまた今、事務局の資料も含めて議論ができると思いますので、一旦ここで質疑応答は打ち切りまして、原子力委員会の活動ということで近藤委員長にお話をさせていただきたいと思います。15分ぐらいということをお願いしていると思いますので、よろしくお願いします。

○近藤委員長 近藤でございます。きょうは、原子力委員会の活動について説明する機会をいただきましてありがとうございます。

資料4に申し述べたいことを書き連ねてありますので、これに基づいてお話をいたします。

「はじめに」というところは、最後の3行だけ読んでいただければいいんですが、ずっと書いてありますことは、今日ここに至った経緯、主としては政府あるいは民主党における検討の経緯が述べてありまして、私はこういうことが進んでいるさなか、こうした情勢を考えると、2ページの頭の最後の3行にありますように、原子力委員会のあり方についての検討がなされるかなということで、メモを書いては委員の先生方にお示しして御意見をいただいていた。きょうの紙はこの2～3か月、2か月ぐらいでしょうか、そうして委員の間で議論いただいてきた紙をさらに個人的に整理したものです。全体としては委員の意見は踏まえているつもりですが、そういう意味で、あくまでも個人的見解です。

要すれば、しかし、この年初以来、さまざまな機会に民主党の中の議論、あるいは表の議論の中でこの原子力委員会のあり方について改変あるべしということの議論がなされてきた結果として、エネルギー環境会議のことがまとまったのかなという印象を私は持っているということを、この「0. はじめに」の文章で読んでいただければよろしいかと思います。

次に、委員会の歴史について1. から書いてございます。原子力委員会の議論をするときには「平成の大改革」の前後で著しく性格が変わったことを伝えるべきかなと思ひまして、それについて要点を1に書いてございます。要すればここで科技庁、文科省の統合と内閣府の新設ということがあり、政府全体として審議会のあり方について検討がなされ、基本的な考え方が閣議決定され、多くの基本政策型の審議会は廃止する中で、原子力委員会は内閣府に存置するという決定がなされたわけです。

しかしながら、原子力委員会の委員長はそれまでは科技庁長官のポストであったわけがあります。兼ねることであったわけですが、民間有識者になったということがあります。

それから、大きく変わったのが事務局でございまして、それまでは科技庁原子力局が事務局を担っていたところを大幅に縮減がなされたということで、委員会のオペレーションを考える場合に非常に大きな変化が起こったということがあります。

しからば、委員会ではどんなことが起きてきてかということですが、委員の任期が3年でございますので、3年区切りでまとめてございます。最初の3年間は新しくなって最初に一体何をやるのが原子力委員会かということを随分悩まれたようです。議事録等を拝見していますとそういう状況でありました。

しかし、結局のところ、当面、原子力研究開発、核燃料サイクルのあり方についての国民への説明というのが主たる任務かなということではいろいろなことをなされたように思います。その中で、六ヶ所の再処理工場の建設の進行に伴って、先ほど御紹介のプルトニウム利用計画に係る決定が一つの大きな仕事だと思います。

それから、その前の1996年から開催されてきた原子力政策円卓会議というのがあったわけですが、2000年の長期計画で、これに続く新しい国民意見の集約の場のあり方を検討すべしとあったところ、これも随分と悩まれたようでありますけれども、2002年に市民参加懇談会というものを設置することを決定して、自来、年に4～5回でしょうか、数年にわたって、2009年に私どもが廃止いたしました、政策に関する市民との懇談の場を持ったということもございます。

それから、もう一つ大きなテーマとして立地地域との関係というのがあったんですが、これにつきましては円卓会議の提言と、それから2000年の長期計画を受けまして、経済産業省を中心としていわゆる産消交流ということでそういう催し物をたくさんやって、要するに立地地域の苦渋をお聞きし、共生関係を確認するということなんではしょうか。そういう取組がなされました。

それから、これは議員立法ですが、原子力発電施設と立地地域の振興に関する特別措置法というのが成立して、この結果として内閣府に関係大臣8人で構成される原子力立地会議が設置されました。こういうことで、原子力関係の具体的な問題の認識が高まり、政府として新しい取り組みがなされた時期でもありました。

その次のフェーズ、2004年から私は委員長を引き受けたわけですが、長期計画の見直しの必要性を認識してそれに取りかかって、結果として、しかし内閣府に移ったということ

で、内閣府は関係行政機関が行う施策の統一を行うための基本方針を示すことが任務とされたところ、それに整合して長期計画というよりはということで「原子力政策大綱」という名称を使うことにしたということがございました。しかも、政策を委員会が決定するとあるわけですが、政府との関係が明らかではなかったところ、この時は内閣と相談をいたしまして、結論として政府においてこれを基本方針として尊重する旨の閣議決定を行っていただいて、実際に各局面でお使いいただくようになったということがございます。

それから、その後、2007年からのフェーズは、主としては先ほど御紹介がありました政策評価に力を入れました。大綱を決めた以上、それが実際にきちんと実施されていることについて確認を行うという作業を行ったということがございます。

それから、2010年からの現在に至るフェーズは皆様よく御承知のところ、記憶に新しいところですから余り御紹介申し上げる必要はないと思いますが、やはり1つは2010年からは2009年の政権交代以後の状況、いわゆるその政務、一般的に言えば閣僚委員会が政策を形成するプロセスの中心的役割を担うという政策決定メカニズムの中で、原子力委員会がどういう役割を果たすべきか悩みましたけれども、我々としては基本的にはそういう閣僚委員会に弾を投げ込んでいくということが積極的な役割を果たす意味では意義があるのかなということで、そういう振る舞いを幾つかの局面においてなした次第です。

それから、大綱につきましては時間が経ちましたので、これはやはり見直しが必要かということで作業を始めたんですが、それを始めた途端、3月11日に至りまして事故が発生し、審議を中断したということがございます。

また、その後、エネ環会議で中長期の戦略をお決めになるということで、それに合わせて原子力委員会としても何かをインプットすべきということで、政策大綱の議論を再開したということがございます。そんなことで、今日に至っているというふうなことかと思えます。

6 ページの3. は、そういう歴史を踏まえて「原子力委員会の任務」を整理をしてみるとどうなるかと考えて8項目を挙げることにしました。

1つは、計画的遂行という言葉に象徴されます、原子力の研究開発及び利用に係る行政各部の政策の統一を図るための基本方針を決めること。これは、基本的には従来は長期計画、先ほど申し上げたように2005年にはこれを原子力政策大綱として取りまとめたわけがございます。これは、1つの観点は各行政機関の取り組みの統一性のための基本方針ですが、もう一つは長期性ですね。原子力利用は基盤整備から技術開発、そして、それを使った事業のための環境整備、規制と誘導という行為が必要になる。その間、10年、15年とかかるわけがございますので、その間の一定の間、有効性のある基本的な枠組みをお示しすることが重要ということを考えて、例えば核燃料サイクルの取り組み、あるいは高レベル放射線廃棄物の処分、新型炉の開発、放射線の分野であれば量子ビームテクノロジーにかかる研究開発、あるいは核融合ですね。核融合は現在、第3期、第3段階研究開発計画と呼んでございますが、これの最中にある。そういう数十年にわたる取り組みについて一定

の期間、有効性のある基本方針をお示しするというのもやってきておりまして、現在のところそういう意味で基本計画という名前に相当するようなものとするれば高速増殖炉の研究開発の基本方針、核融合の研究開発の基本方針です。

それから、最近お示した東電福島の新増殖炉に向けた中長期的措置のロードマップの提言も、30年かかるぞということを宣言するものだったと思います。

ただ、特に省庁間を横断するような包括的な基本方針の策定というのは非常に体力が必要でありまして、現在の事務局ではもうできないというのが感想でございます。もしやるとすれば各関係行政機関からの応援を頼まなければならないと思います。しかし、今の政治主導の状況ですと、応援を頼むにしてもやはり大臣を通じてお願いしなければならない。そういう意味で、今後ともこれをやるとすれば、閣議でこういうことをするというこの了解を得るようなフォーマルティーについても研究しなければならないなというのが現在持っている所感でございます。

それから、2つ目は法定の意見聴取への対応です。これは先ほど御紹介ありましたので、特に申し上げる必要はないと思います。

それから、3つ目は政策の総合調整です。既に申し上げた統一的政策を決めること自体が総合調整活動なんですけれども、加えて、各年におきまして予算の査定の時期におきまして、予算の見積もり、経費の見積もりということが原子力委員会の所掌事務になっておりますので、年初において「原子力関係経費の見積りに関する基本方針」というものを私どもで決定をいたしまして、これに沿った重点的な政策課題を各行政機関に予算要求として御紹介いただいて、各関係省庁が一つの方針にのっとった原子力関係の予算をまとめ、国会にお出しすることを応援するというのもやってきてございます。

4つ目は、政策評価でございます。これは、先ほど申し上げましたように計画を決めるだけでなく、それが実際にきちんと実施されていることについて、分野ごとに省庁を横断して取組を分析・評価して、所要の改良・改善の御提言を申し上げていくということをやってきたところでございます。

この間、さまざまな機会に国会からは、いわゆる民主的統制の一環として国民の意見を聞くようにという御指導をいただくところでございますので、こうした政策評価の機会には、必ず国民の皆様の御意見を聴く会を開催してきて、それも評価に反映して関係機関に御提言申し上げてきているところでございます。

ただ、これは我々としては行政機関の取り組みに対する第三者評価のつもりでやっているわけですが、どうしても自ら決めたルール、基本方針に基づく評価でございますのでお手盛り評価とみなされざるを得ないところもあります。そういう意味で、なかなかつらい。中でも、第三者評価とわかるように全く我々が手を離れた形で行うべきではないかという議論もあったところ、初めての例として高レベル放射性廃棄物の処分の立地の広報にかかわるところについて学術会議に所見を求めたところです。これが機能するかどうかについてはなかなか難しいところがございますが、いろいろと試行錯誤していくべきと考えと

ころでございます。

それから、平和の目的に限られるところ、これについて先ほど御紹介がございましたとおり、法律的にはこれを作用法上、明示しているのは原子炉等規制法でございますが、すぐにわかりますように、「平和の目的に限られること」というのはそうした事業、実態としてある事業の規制以前に計画規制と申しまししょうか、案・取組を考える段階で、それが、この目的に限られるかと判断することが必要でしょうし、また、一方、国際社会には、例えば核不拡散とか核セキュリティというものを、よりレベルアップしていこうという動きがある中、それに対して我が国としてどうこたえていくかという政策的な問題もございます。

具体的に言えば今、規制法で担保していますのは、規制法は今、国際約束を守るという言い方をしているわけですが、具体的にはIAEAの保障措置と、その追加議定書の受け入れであります。これを超えて二国間協定で濃縮・再処理制約を制限してみたり、有志国でプルトニウム在庫の透明性を図る取り組みを進めてみたり、NSGで技術移転を制限したり、サミットその他で高濃縮ウランの使用制限等を行うというところがございます。もうちょっとローカルに二国間、あるいは多国間の枠組みで、例えば最近の例でいいますとIFNECといいまして国際原子力エネルギー協力ネットワークなどが数十か国のメンバーを集めて国際的な燃料供給サービス機能を設立することを考えるということもなされております。

原子力委員会はこうしたことについて我が国は核不拡散、核セキュリティ上の模範国であるべしという、これが国民の声というふうに理解をいたしまして、この観点から我が国としてのこういうことに対する取り組みの基本方針を定めて、志を同じくする諸国と共同して国際秩序形成活動に参加することを慫慂したり、民間の取り組みについてその計画を規制・誘導する発言をしたりするということをやってきたところがございます。例としてはそこに書いているようなことがございます。

先ほど、御紹介のインドのNSG加盟に関する取り扱いについてもその一つでありますし、エルバラダイイニシアティブに対して日本としてIAEAのStandby Arrangements Systemの提案したのもその流れの一つかと思えます。

また、これはちょっと範囲を超えるかもしれませんが、福島事故に対するIAEAレポートの作成につきましてもなかなかこれを提案するところがなかったのも、総理にこういうことの重要性について御提案申し上げて、そしてしかるべく活動がキックオフされた。これは原子力委員会の活動というべきかどうかはわかりませんが、原子力にかかわるものとしてこのことの国際社会に対して果たすべき責任の重要性について関係者に注意を喚起したということがございます。そんなことも、平和の目的の範囲を超えますが、大事なことと思っています。

それから、「国際協力の推進」です。これは、さまざまな国際協力のイニシアティブについて我が国として参加をする。閣僚級会合等に関しましては担当大臣が御参加されるわ

けでございますが、それをサポートし、さまざまな窓口業務をするということもなかなかその紙に書けないことが多いんですが、重要な仕事として事務局ともどもやってきているところでございます。

それから、あとは試験研究ということです。昔、原子力の予算を一括計上して国立研究所の原子力研究予算も科技庁で一括計上した名残で、国内の原子力試験研究というものを助成してきたということがありまして、それですと原子力委員会が専門的な判断をするということをお手伝いしてきたところがございますが、来週このための検討会が最後の会が開かれるということで、制度がほぼ寿命に達したということなのかと思いますが、そういうものもでございます。

最後に、情報収集の観点から資料の作成ということも義務づけられているところ、原子力白書をつくるということもやってきているところがございます。

以上、非常に大ざっぱに分類、区分して何をやってきたか、こんなことが原子力委員会の任務というところを、事務局というよりは私の目から見た整理を申し上げたところです。

とりあえず、私からは以上です。

○大西座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の近藤委員長からの御報告に関連して御質問等をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○吉岡委員 近藤委員長は2004年から9年にわたり委員長を務められ、お疲れ様でございます。敬意を表します。

私もこれに長くかかわってきたわけですが、若干質問があります。

1つ目は、いろいろな組織の中で原子力委員会というのは、昔はこれが主導的にいろいろな政策を決めていたのが、90年代ぐらいからそうではなくなってきたというふうに認識してまして、例えばエネルギー政策基本法ができてからはエネルギー基本計画が原子力委員会とちょっと違うような方針を出したり、2005年の政策大綱と2007年の基本計画と比べると相当、私から見れば違うような面があります。

例えば、2005年の政策大綱では六ヶ所再処理工場の能力の範囲内で再処理すると書いてあったのが、2007年の基本計画では全量を再処理するために第二再処理工場もつくるというような、かなり原子力委員会が全体をまとめ切れず経産省のほうに走っているというような、私などは特に原子力委員会が弱体化してからそうな傾向が強くなったのではないかと考えているんですけれども、違ったらごめんなさい。多分、違ってないと思います。

ということで、原子力委員会がリーダーシップをとって日本の原子力政策の基本方針を示し続けるためには、これからの時代もということも含めてですけれども、どのようなことが必要だと考えられるか、率直にお話いただければ幸いです。

○大西座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○近藤委員長 ありがとうございます。吉岡様には、原子力委員会として原子力円卓会議

の時代から、あるいは市民懇の設立時代、ずっと常設メンバーでもっていろいろとお手伝いをいただいてきましたこと、この席を借りて感謝したいと思います。

御指摘のところは、1つは90年代ということですが、エネルギー政策基本法、これはもうちょっと後で2000年以降だと思います。それで、2つはそれぞれ違った性格があるかと思いますが、基本的には90年代までは主として原子力研究開発の時代だった。ですから、科技庁原子力局イコール原子力委員会という形で政策を決めてもよかったわけです。

しかし、90年代になりまして、原子力発電という実態のパフォーマンスが国民的な関心と呼ぶ時代になったので、そこについては所掌の行政機関が、担当大臣がいらっしゃるわけですから、それなりの判断をし、政策を決めていく。大臣は、いわばオールマイティーなものですから、そこでもってそうしたものが決定されるということはむしろ必然です。他方で、原子力局は、もんじゅのトラブルとか、それに続くトラブルに追われた結果、原子力委員会もそれにかかなり忙殺されて、棲み分けみたいなことが起き始めたということかなと思います。

私は、その当時はむしろ経産省のほうの資源エネルギー庁の原子力部会をお手伝いしていたのですが、そこで、経産省として目の前の問題を一生懸命やらなければならないと。だから、原子力委員会は研究開発の世界のことを一生懸命やってくださいよということであつた。そういう割り切りで仕事をしていたかと思います。

そういう状況を見てだとは思いますがエネルギー政策基本法という議員立法の法律が通って、エネルギー基本計画というものを国、内閣が決定するということになった。これは、法定の基本計画なのです。それまで政府は計画というのを嫌っていて、政府の世界で計画がどんどんなくなっていったんですけれども、にわかにエネルギー基本計画が閣議決定される時代がきた。しかも、そのときは原子力委員会の制度が変わってしまっていたわけですから、それを前に、原子力委員会は、どういうふうにして国に対して役割を果たすかということについて悩んだらと思います。

次に、御指摘の2005年の原子力政策大綱と、それから2007年のエネルギー基本計画の乖離という問題は確かにあるんですが、しかし、大綱は、2005年という時点でもってこの10年間を見たときに、こういうことに取り組むことが大事だよということを言っているものです。

再処理について言えば、当面は六ヶ所工場の操業開始が最重要課題であって第二再処理工場についてはそのパフォーマンスを見ながら考えましようとしていたわけですが、その基本方針の下で、例えば費用回収システムを整備するとか、あるいは第二のための研究開発をするには、それを根拠づけるためにはそういう決め方をしなければならなかったとすれば、それは政策当局の責任でやっていただいたもの。

私どもは、そういう方向を向くというところまでしか決めていなかったのですから、それと不整合でない限り、チェック＆レビューはちゃんとやるといいつつ、おかまいなしとせざるを得ない。それを我々のリーダーシップが薄まったという評価をされても、それは

いたし方ないんですけれども。私どもとしては、私どもの決めた範囲を超えたというふうには考えなくて、基本計画は3年毎に見直しをかけますから、政策をドライブするためにそう言ったほうが効果的と考えて彼らが決めたのはそれはそれでよいと、諦めという表現は適切じゃないですが、そういう認識でいたところですよ。

ちょっとくどくなりましたけれども、以上です。

○大西座長 ありがとうございます。

では、どうぞ城山委員、その後に中西委員。

○城山委員 3点、簡単にお伺いしたと思います。

1つは、ある意味では原子力委員会の果たしてきた一つにある種の技術評価的な機能があるのではないかと思います。つまり、どういう技術を導入すべきかとか、いろいろな利害関係者も含めて、あるいはそこに市民というのとも入ってくるとは思いますけれども、そういう中でアセスメントするということがあったのではないかと。

そういう意味では、あまりきょうは強調されませんでしたけれども、2004年～2005年ぐらいのサイクルの話をもう一回基準を作って再検証するということをやっておられるとか、そういうことをやったと思うんですが、そういう機能というのがどのぐらい果たせたというふうにお思いなのかということをお伺いしたいというのが1つです。

例えば、きょうのペーパーの中だと3ページぐらいのところに、省庁再編以降、その役割を自問自答してこられたということが書いてあって、その中で一つの仕事はその取り組みの必要性に関する説明の仕方の検討に力を注ぐ。そういう意味でいうと、かなり説明の仕方というところに重点を置かれていて、必ずしも技術選択をどうすべきかというところは逆にいうと入りづらい世界だったのかなという感じもするんですけれども、その辺りを実際にやられてきてどういうふうにその機能のところを考えられてきたのかというのを伺いたいというのが1つです。

それから、2つ目は5ページ目のところに今回の事故の後のいろいろなやりとりの中で、例えばいろいろなことを考えなければいけないということの中に、政府と自治体との関係のことも多分マクロに考えなければいけないという御指摘あると思います。そういうものを原子力委員会としてどういう形で扱い得たのか、あるいは難しさがあったのかとか、ここは将来の話になるとなかなか御意見がここでは言いづらいとは思いますが、自治体との関係で見るとどういう観点が従来検討されてきたのか、あるいはされていなかったのか。そこについての御認識をお伺いしたいというのが2点目です。

それから、3点目は国際社会との関係のところで、平和利用の担保は法定上、役割があるということはわかるんですが、他方、その不拡散等の役割の中で保障措置等で個別のところは個別にチェックする。つまり、つかさ、つかさの枠組みがあるときに、原子力委員会としてやらなければいけなかったことというのは手続的に何かというよりは、実態としてどこが大きいというふうにお考えなのか。

例えば、個別の活動としてここにも触れられているようなプルトニウムの透明化のよう

な話は極めて重要だということはわかるんですが、そこは原子力委員会としてやらざるを得ない話だったのか、もうちょっとルーチン化して別の機関がやることもあり得るのか。その辺りを、実際にやってこられた中でどういうふうにお考えか。

この3点をお伺いできればと思います。

○大西座長　お願いします。

○近藤委員長　最初の技術評価の問題は、確かにおっしゃるように、私どもは原子力委員会としてやるべき重要な問題、取り組みだというふうな認識を持っていましたし、皆さんも持っていたと思うんですけども、今、城山さんが例に挙げられた2002～2003年のときの取り組みの仕方と、2004年以降の取り組みの仕方に違いがあるのは明らかなんですが、こういう表現が適切かどうかはわかりませんが、それはやはり委員会の5人の委員の方の物の考え方の違いと、急いでいうとそういう整理で、怒られてしまうかもしれませんが、私はそう思っています。

核燃料サイクルの議論を整理することが大事だということを指摘したのは原子力政策円卓会議だったと思うんですけども、円卓会議は、このことについては十分議論すべし、国民との対話をすべしと書いているんですが、この円卓会議の提言を受けての2001年～2003年の原子力委員会のビヘービアは、まずいい説明資料をつくることが大事だとしてそういう資料をつくる検討会というのをつくって一生懸命、核燃料サイクルの重要性というタイトルの紙をつくられた。

で、たしか、最後の段階で伴さんのところの資料室と一緒に青森で公開討論会をやったんです。任期の最後にでしたね。つまり委員会としては専門家として説明するというスタンスをとったんだと思います。

一方、2004年の私どもが引き受けたときにはそれについて既に国民的論議が起こっていたわけですから、それに対して正面から答えるのが原子力委員会の責任というふうに考えましたので、吉岡さんも伴さんもメンバーになったわけですけども、その策定会議で非常に有用なことをおっしゃっていただいて、なるべくそうしたことで透明に多様な意見を踏まえた議論ができるような枠組みを、御批判はたくさんあるんですけども、私としては最大限努力してそういうもので議論するようにしたということがございます。

ですから、それが委員会というものの特徴だと私は思ってもいいと思うんですけども、学識経験者たる委員があるべき姿についてそれぞれのお考えを述べ、その合意で運営をしてきた結果なんだろうというふうに整理しています。

それから、2つ目の地方自治体との関係です。これは本当に難しい。原子力委員会としては、原子力政策大綱をつくる策定会議その他に立地県の知事さんとか町長さんにお入りいただき、そこで言いたいことを言っていただくことにしてきました。

これ、利害関係者ばかりが大きな声で言いたいことを言っているという御批判はあるんですけども、私としてはそういうところで精一杯言っていただいて、それに対してもちろん御批判をする方もいらっしゃって、そのやりとりがある中でもって一定の結論を出し

たものがコンセンサスといえるかどうかはわかりませんが、一定の結論が出たところになると、それは原子力政策つまり国の政策を決めている紙ではあるんですけども、そこでそういう議論をやった結果、地方自治体にはこういうことが期待されるということを書けるし、それが彼等も参加しての決定ですから、一種の尊重義務を彼らに課している。

それが原子力村づくりだという批判もあるのですけれども、しかし、委員会として自治体との関係で取り組んだことは、そういう格好でコミュニケーションをして、そこで表明されたものについて政策として協調すべきものはそのように書き込んで皆さんと共有していくということです。

しかし、実際は知事さんは自分が問題と思ったら結局、総理のところに行くんですね。予算の時期になればいろいろなことをされますし、それから青森県であれば木村知事の時代だと思えますけれども、核燃料サイクル協議会というもので官房長官と関係閣僚並びに集まった会合で協議をすることで自らの主張を伝えていくということをする。政治ですから、一元的ではないのは当然であり、原子力委員会が果たせるのはその一部と理解せざるを得ない。そういう政治の世界があるということを絶えず認識して取り組んできたところなんです。

それから、最後は平和利用のところなんです。これはどういう言い方をしたらいいかわかりませんが、少なくともつかさ、つかさが事をやって、例えば保障措置についてちゃんとやっている。あるいは、核セキュリティの取り組みについてちゃんとやっているということは当然やるべきだからやるんですけども、国際社会はそういうことを超えて、やはりさらにそれを進化させるとかですね。例えば、追加議定書が決まったこともそうですし、さらに追加議定書の上をいこうということについてもどうあるべきかというような議論がなされる。そういうことがあるわけですね。

それは非常にダイナミックにかかわっていくわけで、そういうものに対して日本国としてどうするかということを原子力委員会が何もしないと一体どうなるかというと、ほとんど外務省が対応するわけです。それで、外務省の関係者の方に審議会は幾つあるんですかと聞くと、ほとんどないんですね。彼らは、やはり外交というのは非常に重要な国家の重要なことで、彼らのまさに専門的事項として自ら知恵を尽くして対応するという習慣があるらしくて、とても御意見を聴く会などをやって外交をやるということになっていないわけです。

そこはそれでいいのかもしれませんが、私どもはこの与えられたミッションからすれば、そういうことについてなるべく国民と共有できる場、意見を交換する場があってもいいのかなと思って、開かれた場で例えばインドのNSG加盟についても割とオープンに議論していただいたということがあるわけです。

勿論、先ほど内閣府が言ったように、我々がやる議論というのは原子力という切り口でしかできないわけで。もちろんそういうと、参加された委員の先生方に大変失礼になってしまうわけで多面的な御意見をいただいたんですが、さて、そこで何かまとめてもそれは

原子力関係者からのインプットに留まる。インドとどうするかというのは非常に高度に政治的な判断であって、多面的なさまざまな利害関係の中で日本とインドの関係をどうするかという観点からお決めいただくに違いないのであって、私どもの意見は単なる一つのインプットという扱いになる。

浅田さんは私どもが最後腰砕けになったと評価されたけれども、それは、外務省とのやりとりで、そのことでこれでよいかとしたところ、そう見えたのかもしれない。しかし、私はそれでいいのかなと。つまり、そういう議論を公開の席でやったことに意味があったのかなと思っています。

それから、セーフガードの問題も、セーフガードあれども、しかし、プルトニウムの管理はちゃんとしなければならないということでやっているのです。あの日米原子力協定はいわゆる包括事前同意という仕組みで合意したわけですね。包括事前同意というのは、日本国としては今後こういうふうにどんどん原子力発電所をつくって行って、そのうちどんどんプルトニウムを使うんだ。だから、再処理することをケースバイケースでアメリカの承認を取ることはしなくても、IAEAの保障措置のもとでやる限りにおいては過剰なストックはできないことが担保され、そういう暗黙の了解があったがゆえに成立したと私は解釈をしているわけです。

しかし、その過剰なプルトニウムの蓄積が生じないということの担保はどこで用意しているかということ、実はなかったんですね。ずっと。それを、何らかの規制的手段でできるかということは当然考えられたかと思えますけれども、この点で当時の原子力委員会は非常な知恵を出された。そこをソフトな規制、計画段階でこういう再処理はするんだけれども、これはこういうところに使うプルトニウムになるんだよとプルトニウムに旗を立てるという行為を公開させることによって再処理行為に自己規制を課すことによって、日米包括的事前同意がインプライしている、過剰が生じないことを担保することにしたわけですから。

これを今後どうするかについていえば、政令に書き込んでしまえ。毎年求めている電力の供給計画の一部としてプルトニウム供給計画というのを書き込んでしまうやり方もあるかと思っています。

今回も、このエネ環会議の決定内容を聞いて、アメリカはびっくりした。これで一体プルトニウムはどうなっちゃうんだと。ですけど、原子力委員会のこのルールがある限り大丈夫ですよと言って彼らの理解を得たという状況です。

ですから、それがベストかどうかはわかりません。しかし、そういうものが必要だったということは間違いなし、今後も必要だということは、原子力委員会がやらなければならないとお考えいただく必要はないですけども、そういう機能を生み出し、実行してきたということは原子力委員会としては大事な仕事をやってきたと思っていますし、それを維持されることは世界が期待しているということだけ申し上げたいと思います。

○大西座長 中西委員、どうぞ。

○中西委員 今のお話の中にも含まれていたかも知れないんですけども、9年も委員長をされているので個別の話よりも大局的に伺いたいのですが、外国の原子力行政のシステムについて前回も御紹介がありましたが、この原子力委員会というのが形としてトップにある形式をとっているというのは先進国では日本だけで、韓国やインドなどが似たような形をとっているとは思いますが、日本がそういう形をとることの必要性であったり、あるいは優位性といいますか、そういうものは何かあるというふうにお感じでしょうか。

他国、アメリカにしてもフランスにしても、基本的には省庁がこうした同じような機能を果たされているんですが、日本はどうして違うのか。もちろん歴史的経緯はあると思うんですが、現時点で日本のような形態をとっていることの意義、あるいは必要性、そういったものについて大局的にどういうふうにお考えなのか。

漠たる質問で申しわけないですが、お考えをお聞かせいただければと思います。

○近藤委員長 私は皆さんに予断を持っていたきたくないので、あまりいいと強調したくないと思っております。ですから、各国で原子力委員会なるものがある国、ない国がいろいろある中で、状況をどういうふうに私が整理しているかということだけを申し上げます。

まず、原子力委員会は、実は先進国でもフランスなどはあるんですね。しかし、これは秘密会なんです。これは、やはり核兵器にかかわる国家の最高機密、最高方針を議論する場として、総理か大統領か何かのごく近くでの場としてある。そういう意味では、原子力委員会はあるけれども見えないという国が実はあります。しかし、これは我々の関知するところじゃないと思います。

それからもう一つのカテゴリーは、これから原子力をやりたいと途上国が考えるときに、原子力は総合的な取り組みが必要だということでもって関係閣僚の集まった会議体として原子力委員会というものをつくるのがしばしばなされてきています。これはある種の発展途上の姿としてのあり方です。この場合は、そのうち規制との分離が必要になって分かれてみたり、それで原子力委員会がなくなってしまうことになります。多くの国はそういうヒストリーをたどった。ただ、日本の場合は、弱い安全委員会しかできなかったため、並列できてきたという理解ができるかと思います。

したがって、各国との比較において原子力委員会がある、ない、今の日本のあり方がどれだけ特異であったかということについては、それを司る私としてはあるから機能してきた、させてきたというふうに整理をしています。その存在を積極的にいいものと言わないのは原子力委員長としてだめじゃないかと怒られることもあるんですけども、こういう議論の場ですから、こういう必要なファンクションを果たしてきたと今、申し上げた次第です。

これをどういう仕組みで受け取るのが合理的かということはまさに皆さんがお決めることです。ただ、今までのさまざまなファンクションに共通して言えることは、やはり

政権交代というものをいつも頭に置きながら考えると、やはりそれとはちょっと違うスパンで物を考え、方針を出していく。あるいは、行政機関の政策についてもやはり3年とか5年、せいぜいこのぐらいの期間で物を考えがちなところをもうちょっと長く物を考えて、こういうことなんじゃないかということを書いてきている。そういう仕組みとして機能してきたことは世界の評価するところかと思います。

それはどこに置くべきかということになると、国家戦略会議がそれに適しているのかもしれない。そういうことは、特に科学技術にかかわる取り組みなどにとってはとても重要なことであるところ、実際、総合科学技術会議は正しくそうした機能を担っていると言えると思います。ですから、今の原子力委員会だからそういう機能が果たせるということではないと思います。

それからもう一つ、これはそれとリンクしているが、大変難しいところだと思うんですけども、有識者、学識経験者にそういうものを任せる仕組みの評価ですね。本当に任せたのはもちろん2000年以降ですけれども、こういう仕組みは国際社会で不思議な感じだと思われています。やはり政策決定というのは本来エレクトドピープルがなすべきものということからすれば、不思議だというふうに思われることは確かです。

ですから、これが特徴ということ間違いなくと思います。以上です。

○大西座長 ちょっと短目に、次の原子力規制庁のほうのお話を承らなければいけないので、お2人お願いします。どうぞ。

○浅田委員 今お話があったことと関係するんですけども、近藤委員長は、省庁改編からその後の、当初の3年間は別にして9年間委員長をやってこられています。前回も原子力委員会において大臣が委員長を兼ねるというのと民間から委員長が出るということの違いについてお聞きしたんですが、一般論としてステレオタイプのいえば、政治家のみがそういう政策決定をすべて行うという場合には、これはちょっと申し上げづらいんですが、恐らく短期的な人気取り的な政策になりかねない。

他方、民間の専門家のみが行う場合にはそういうことはないでしょうけれども、恐らく政治的な影響力という点ではかなり劣ってくるということになるんだろうと思います。この辺りは、民間人としての委員長を長くやってこられて、率直にそういう面がかなり大きいというふうにお感じになられたかどうかですね。

前回お尋ねしたときは、委員長が大臣であって同僚大臣と意思疎通が簡単にできる場合と、そうでない場合というのは違いがあるんじゃないかというふうなお答えがたしか内閣府からあったと思うんですけども、その辺りを含めてお感じになったところをお話頂ければ幸いです。

○大西座長 続けて御質問いただいて、まとめてお答えいただきたいと思います。

それでは、伴委員お願いします。

○伴委員 私は、ダブルチェック機能というのが安全委員会と原子力委員会に分かれてあ

って、これが今後なくなっていく形になるんですけれども、システムとしてのダブルチェックの機能について近藤委員長のお考えをお聞かせ願いたいと思うわけです。

○大西座長　ほかによろしいですか。

それでは、2点お願いします。

○近藤委員長　大臣が委員長、昔でいえば科技庁長官が兼ねるといわば法定されたようなものだと思いますが、それとの違いですが、私は、そうでないほうしか知らないんですが、一番このことについて一生懸命議論したのは、政策大綱を決めた後、これをどうするか。これについては当時の担当大臣とも随分と議論いたしまして、ノーブルな存在として認められた原子力委員会なんだから、そんな閣議決定とか何とか要求する必要はないじゃないか。国会の同意を得て任命された先生方が決めたことは当然尊重されるのですから、先生、何もしなくてもいいですよという大臣もいらっしゃいました。

そういうやりとりをしていて、しかし、いきなり閣議云々はないだろうということで、総合科学技術会議にレポートしました。総合科学技術会議というのは一種の閣僚委員会ですから、そこに総理も出席されていて、こういうことを原子力委員会として決めたんだけれどもということで話題を出ささせていただきました。そういうこともしながら、どうしようかということを経験した結果として、最終的には閣議でもってそれを尊重するという決定をしていただくことになったわけです。それで、それは結果として私としてはある意味でベストアンサーになったんだと思っています。

ですから、大臣が委員長でなければならないかどうかということではなくて、俗な表現を使うんですけれども、原子力委員会のパトロンとして担当大臣がおられて閣議とつないでいただける。その担当大臣に問題を正しく御理解いただいて政治の世界、あるいは内閣の中でどういうふうに扱うかということの御判断をちゃんとしていただければ、私の経験ですと私どもがしたいこと、やりたいことはちゃんとできるのではと思います。

ただ、インドの問題とか、こういう問題はなかなか担当大臣としても持ち上げにくい問題ですね。本来、外務大臣がいらっしゃる中なので、そこはなかなかそこまでやらなくてもいいんじゃないかという結論になってしまうこともあるわけです。そこは、思い達せずということになるのかもしれませんが。

ですから、そこは大臣との関係で成果物がどこまで閣議、政府の政策に影響するかということが決まってくる面があることは否めないと思います。そんなことでよろしいですか。

○大西座長　ダブルチェックについて。

○近藤委員長　ダブルチェックというのは、特に原子力委員会についてのところでは実態としては何もないわけです。平和の目的にしろ、計画的にしろ、経理的基礎にしろ全て、ましてや発電とか再処理について平和の目的に限られることのチェックというのは紙に書いたものしかないわけですから、判断の基準としては目的が平和の目的になっているから平和の目的から外れないという答えしか書きようがない。

例えば保障措置のセーフガードアビリティーとか、今のようにセーフガードバイデザイ

ンということで設計の段階から見るとか、セキュリティーバイデザインとか、そういうトータルとして見て、なるほどこれは転用のリスクが非常に小さいということを確認するというところまでの業務、任務が付託されていないのですから。この問題は、設置許可における審査のありようとして十全かというほうが大きいと思っています。

ダブルチェックは、あの当時の有沢懇の結論のポイントは、要するに推進行政と一体というか、一緒にいる規制機関の判断を独立した存在としての原子力安全委員会がいま一度判断し、決定に正統性を付与するということで、ダブルチェックに意義があったと整理したほうがいいと思います。

○大西座長 どうもありがとうございます。

まだ、御質問があるようですが、時間になりましたので、近藤委員長どうもありがとうございました。

それでは、次の議題は4番目ですが、原子力規制委員会から見た原子力委員会の役割ということで、原子力規制庁からお話を伺うということであります。よろしくお願いします。

○原子力規制庁 原子力規制庁でございます。

お手元に資料5というものを配付してございます。国家戦略室のほうから、規制委員会についても簡単に紹介をということでございましたので手短に御説明を申し上げます。

まず、先の通常国会で与野党協議の結果、議員立法といたしまして原子力規制委員会設置法というものが成立をいたしました。これは、原子力の規制組織の再編のみならず原子炉等規制法、それから原子力災害対策特別措置法、この2つの作用法につきましても福島の実験の教訓を踏まえまして非常に大きく改正がなされているということが特徴でございます。

まず、規制組織の改革という点については「独立性の確保」ということで、原子力利用における「推進」と「安全規制」を分離し、専門的な知見に基づき中立公正な立場から独立して規制に関する職務を担う組織として「原子力規制委員会」が三条委員会として設置をされました。

原子力規制庁は規制委員会の事務局でありまして、法律上、事務局を原子力規制庁と呼ぶと、そういう言い方になってございます。したがって、公正取引委員会における事務総局と原子力規制庁というのは同じ位置づけというふうにお考えいただければと思います。

それから「原子力規制組織の一元化」といたしまして、原子力の安全規制、核セキュリティー、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制というものが原子力規制委員会に一元化をされるということになってございます。保障措置関係とその放射性同位元素の規制につきましては、来年の4月1日に文部科学省のほうから移行してくる。あとは、モニタリングにつきましてもその実施業務というものは来年の4月1日に移行してくるということで、2段階で業務が一元化をされるということになってございます。

それから、「危機管理体制の強化」ということで、内閣に「原子力防災会議」というものが設置をされまして、関係機関との緊密な連携のもとで防災対策推進していくこととされております。

この防災体制の強化は、2ページ目をご覧くださいと思います。まず、平時におきまして総理を議長といたします原子力防災会議が国の原子力防災計画、あるいは各自治体の防災計画といったようなものを整備していつて普段から備える体制をつくっていく。これが万が一、原子力緊急事態宣言の発出というような事故が起きた場合には、原子力災害対策特別措置法に基づきまして原子力災害対策本部が設置をされて応急対策に当たるといふ平時と緊急時とを分けた体制ということができ上がっております。

原子力規制委員会につきましては、平時におきましてもこの防災会議の副議長として規制委員会の委員長が入る。また、緊急時に起きましても原子力災害対策本部に副本部長として規制委員会の委員長が入る。そういった体制になっているところでございます。

それから、おめくりいただきまして作用法のほうでございます。3ページ、4ページが原子炉等規制法の主な改正ポイントということで、まず初めに「重大事故対策の強化」ということでございます。これまでは、事業者の自主的な取り組みとされてきました重大事故対策というものを法律上の規制の中に位置づけて、それを守ってもらうという形に変えていくということになってございます。

それから、最新の知見に基づき規制を実施するというで、これは新たに技術基準というものをつくった場合に、これを既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度、いわゆるバックフィット制度と呼んでおりますけれども、それを導入することになっているということでございます。したがいまして、先ほど申し上げました重大事故対策と合わせると、重大事故対策を取り入れた新しい技術基準をつくって、それを既設の原子力施設に対して適用を求めていく。そういう仕組みになっているということでございます。

この2つにつきましては、原子炉につきましては来年の7月までに施行するということになってございます。それ以外の原子力施設につきましては来年の12月までに施行していくということで、今この技術基準の策定というものに大急ぎで取り組んでいるところでございます。

それから、4ページ目でございます。あとは、40年運転制限というふうに言われているものでございます。これは、原子炉の運転期間を40年を原則とするというふうに定めて、規制委員会が定める基準に適合していると認められたときに限って延長することができるという仕組みを導入したというところでございます。このどういうときに認めるのかという基準も、原子力規制委員会のほうでこれからつくっていくところでございます。

それから、2つ目が「災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入」です。これは、福島第一原発のように事故を起こした原子力発電施設に対する特別の規制を導入したということでございます。今まさしく規制委員会で議論しておりまして、福島第一原発をこの

施設に指定をして特別の規制下に置くということを考えているところでございます。

最後に規制体系の整理ということで、今まで原子炉等規制法と電気事業法にまたがっていた規制体系というのを原子炉等規制法に一元化したということでございます。

それから、簡単に5ページ目でございますけれども、原子力災害対策特別措置法の改正のポイントでございます。

1つは、これまで原子力安全委員会がつくった防災指針というものに基づいて災害対応をしておりましたが、これを規制委員会が策定する原子力災害対策指針、これを法律に基づくものとして位置づけて、これにのっとって国、事業者、地方公共団体がそれぞれ防災計画をつくっていくという仕組みに改めたところでございます。

それから、原子力事業者の防災訓練を強化して、これがしっかりできていないところにつきましては、運転停止命令までいけるといような規制体系にいたしました。

それから、先ほど申し上げましたように原子力災害対策本部を強化する。

それから、緊急事態宣言を解除した後も、その事後対策を円滑にできるように法的措置をする。

最後に、緊急時における本部長、総理でございますが、その権限と原子力規制委員長の権限というのを明確にしたという点でございます。

それから、最後に今回いただいている規制委員会から見た原子力委員会ということでございますが、先ほど既に御説明がありましたように、原子炉等規制法の24条の中で平和利用目的のところについて原子力委員会に意見を聞かなければならないという規定になってございます。したがって、端的に申し上げまして、規制委員会としてはその意見を聞く相手、そういう機能を担っている行政組織というのは引き続きぜひあっていただければというところでございます。それがどういう形式をとるのかというところは、規制委員会が申し上げるところではないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○大西座長　ありがとうございました。

それでは、今の原子力規制庁からの御説明に対して御質問等がありましたらお願いします。

では、どうぞ。

○吉岡委員　できれば、次回でなくてもいいですから原子力規制委員長にお越しいただきたいと思いますが、今日のお話は勉強になりました。

それで、1点だけ伺いたいんですけれども、放射線防護行政というのはいろいろな府省にかかわるものだと思うのですが、それに関しては書いていないわけです。だから、それについて原子力規制委員会というのがどのような役割を担うようになったか、あるいは期待されているかということについて簡単にお話いただければ幸いです。

○原子力規制庁　御指摘の点というのは、例えば食品ですとか、いろいろなところが。

○吉岡委員　あるいは、防護基準そのものです。

○原子力規制庁 飛ばしましたが、放射線審議会の所管というのが文部科学省から原子力規制委員会のほうに移ってきております。したがって、その放射線審議会に期待されている、まさしく放射線防護のための技術基準を定める場合にその諮問答申の関係で御意見を申し上げる、あるいは基準の斉一化を図るという事務というのは規制委員会側のほうに移ってきたというところではないかと思います。

したがって、そういうところをしっかりと見ていく機能というのは期待されているところではないかと思っています。

○大西座長 どうぞ。

○中西委員 手短に、原子炉の40年運転制の話が書いてあるんですけども、原子炉は福島第一は当然ああいう形で廃炉になるわけですか、それ以外の廃炉していくものもあるわけですね。それについては、この規制委員会が廃炉の完了までの責任を負うという形になっているのでしょうか。

○原子力規制庁 廃炉という事業に責任を持っているのは当然、事業者でございます。したがって、そこを一義的にしっかりと最後まで安全な状態にするというのは事業者の責任です。

それで、我々規制委員会というのは規制を行う観点からその事業が安全にできるかどうかというところをしっかりと規制をしていくということが我々の責務というふうにまず考えてございます。廃止措置の規制というのも、原子炉等規制法の中で規制の枠組みになってございますので、我々はそこはしっかりと規制をしていきたいと考えてございます。

○大西座長 では、伴委員どうぞ。

○伴委員 基本的な姿勢をお伺いしたいんですけども、例えばプルトニウム利用で先ほどの話に戻るんですが、国際的な枠組み以上のことを日本がやっているという説明が原子力委員会のほうからあったんですけども、規制委員会は報道等によりますと国際的な基準、枠組みに適合していこうという基本姿勢で臨んでいるといわれているわけです。

防災体制の強化（対策の範囲を30キロに広げる）というのはそういうものに当たってくるかと思いますが、他方、例えば避難の基準が以前は50ミリシーベルト、全身被ばく50ミリで避難となっていたんですが、今後は7日間100ミリシーベルトというのを導入することになる。これは緩和になっていくのではないかと私はそう思っているんですけども、そんなふうに国際的なものに合わせるということは強化の部分と緩和の部分と両方が入ってくる。しかし、せっかく安全側にプラスしてきたものは維持していただきたいと私は思うんですけども、こういうことについての基本的な姿勢がここには書いていないのでお伺いしたいと思います。

○大西座長 いかがでしょうか。

○原子力規制庁 基本的には国際的な基準、IAEAなどの基準というものと整合的に国内の新たな規制基準というものはつくっていかなければいけないというのは基本スタンスだと考えてございます。

それで、それによって今あるものと、それによって変わるものとの間で差が出てき得るというのはケースバイケースでは発生してき得るのではないかという点は御指摘のとおりだと思います。その点について、全て恐らく個々の基準についてそういう考えをとることについては説明をしていかなければいけないというふうには思っていますけれども、今、伴委員がおっしゃったような、どちらかに寄せるという原則を規制委員会が持っているというふうには承知をしておりません。そういう議論が委員会の中でこれまでであったということではございません。

○大西座長 どちらかというのは、国際基準に寄せるというふうに今おっしゃったのですか。

○原子力規制庁 要するに、全て国際基準に寄せるんだというふうに言っているわけでもないし、例えば国内のほうで厳しい場合、厳しいほうに全て寄せるんだという原則を委員会として持っているというわけではないということを申し上げているわけでございまして、一般論として日本の規制というものをIAEAなどの規制と整合的にしていこうという考え方は持っていますけれども、具体的な規制基準について全てそこに合わせるという原則とかを持っているわけではない。そういうことを今、申し上げたということです。

○大西座長 城山委員、それから森田委員お願いします。

○城山委員 ファクトをお伺いしたいんですけれども、今の規制基準の話にしろ、それからセキュリティの話、さらに、不拡散に関しても、国際的な人材養成みたいなものをどうするかということはすごく大事だと思うのですが、現体制でそもそも国際的な仕事をする体制がどうなっているのかというファクトをおうかがいしたいと思います。

それからもう一つは、今後のそういう国際にかかわるある種の人材育成、どういうパターンでどのぐらいの数でどういう形で維持していくことが必要だというふうに考えられているのか。その辺りについて、ファクトとして教えていただければと思います。

○原子力規制庁 非常に厳しい御質問でございまして、今、大量な宿題、課題というものを抱えて事務局というのは動いてございます。

まさしく人材育成をしていかなければいけない。一定の数を海外に留学させる。国際機関に派遣をする。あるいは研修を積ませる。そういうことをやっていかなければいけないというのは重々わかってございます。それを組織としての目標にしていかなければいけないというふうに考えてございますけれども、今この瞬間、発足して2か月足らずでございしますが、ものすごい業務量になってきております。

これだけの作用法の大改正というのをこれだけ短期間で仕上げなければいけないというのは、並大抵のことではないと考えてございまして、やらなければいけないというのは重々承知をしておりまして、目標は絶対に旗を降ろしたくないと思っていますけれども、今、足元、なかなかそのところまで具体的にこれだけのことができますということが言えるような状況にはございません。

それから、保障措置のほうにつきましては来年4月にこちらに移ってくるということで、

今、現に文科省のほうでそれを専門にやってきている方々がおられるわけですので、個別具体の人事をこういうところで議論するものではないとは思いますが、しかるべく人材というのは手当をされるものというふうに考えてございます。

○大西座長 森田委員、どうぞ。

○森田委員 今の件だけでなく、先ほどの近藤委員長の発言も含めて感想といいたうか、印象を述べさせていただきたいと思います。

組織の観点から見たときですけれども、先ほど各国との比較の例が出ておりましたが、全てはわかりませんけれども、多分ほかの主要な国と比べて日本の行政組織の特徴というのは、やはり各省の縦割りの構造が非常に強いということにして、それぞれの主任の大臣が最終的な国家の意思決定の責任を負うという構造になっているわけですね。

その中で、2001年の改革の前の原子力委員会に関していいますと、長が大臣であったということでそれなりの存在感があったと思いますけれども、それ以後、内閣府に移って民間の方が委員長になってからは実質的に内閣府に置かれた調整機関の機能を果たすにすぎなくなって、そのことが先ほど近藤委員長の御説明にもありましたし、ファンクションとして8つ挙がっている、その御苦労についてのお話がにじみ出ていたような気もいたします。そのこのところの問題をどうするかということだと思いますが、基本的に各省がそれぞれの権限を持っていて、それにかぶさるような形での調整機関でいいのかどうか。

外国の場合、アメリカもそうですけれども、多分、日本と同じような仕組みではないと思います。日本の場合には、最初から諮問機関であるところの八条委員会の構造をとっていながら、実質的に前回お話ししましたけれども、大臣が長になっていて事実上の権威もっていた。それが、大臣が長から外れていわゆる本当の八条機関になった結果、非常に調整能力が弱くなってきている。

それに対しまして、今度新しくできましたこの規制委員会に関していえば規制庁がそうですけれども、それぞれの各省に所属していた権限を引きはがしてこちらに持ってきて、しかもこれを三条委員会にすることによって機能強化する。これまでは日本の行政組織でも幾つもそういう提案はございましたけれども、実質的にそれが実現できたというケースは非常に少ないと思います。

その筋から考えますと、規制委員会のこれは一つのモデルとなるとは思いますけれども、今度の原子力委員会のほうをどうするかというときには、現行の委員会をベースにしてどう考えるかというよりも、もうちょっとゼロベースでもって考える必要があるかと思っております。これには、規制の機能を各省のどこかに所属させるという方法もあろうかと思ひますし、あるいは別の形での独任庁というのも選択肢としてあり得るのかもしれませんが。これは全く可能性だけですけれども、それ以外に三条機関としての委員会もあり得るだろう。

そういう意味でいうと、先ほど冒頭に浅田委員がおっしゃいましたけれども、4回、1回だけでとても議論が尽きる話ではないと思ひますし、特に資料1のところによくわから

ないのですが、当該機能を遂行するための望ましい行政組織のあり方という、この中には今、申し上げたいいろいろな形のもものがオープンに含まれているという解釈ができるかと思っています。そうしますと、あとの①～⑦というのは考慮事項にすぎないのかもしれませんが、①で「行政からの独立性」と書いてあるのがよく理解できないところでございます。もろにこれは行政ではないか。政治からの独立性というのは前回のペーパーでも出ていたと思いますけれども。その辺は別にお答えいただくなくても結構ですが、この辺はもう少しオープンに議論をするのが望ましいのではないかとというのが私の意見でございます。

以上でございます。

○大西座長　ありがとうございます。今のは、全体の御意見ということでよろしいですか。

○森田委員　はい。

○大西座長　ちょうど16時、予定の時刻になりましたので、今日はこのくらいにさせていただきますと思います。

先ほど吉岡委員から、原子力規制委員長からもお話にきていただきたいというお話がありました。私もそういうふうをお願いしたんですが、ちょっとお忙しいということで今日はこういう格好になりました。引き続き、事務局と相談してそういう機会をつくるべく努力をしたいと思います。

それでは、今日は近藤委員長、原子力規制庁、どうもありがとうございました。

本日の議題は、以上であります。最後に、日程について事務局から連絡をいたします。

○国家戦略室　どうもありがとうございました。次回は13日、来週の火曜日、1週間後の10時～12時ということで第3回を予定しております。よろしくお願いいたします。

○大西座長　それでは、今日は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。